

がくしゅうようたんまつ みな がくしゅう  
学習用端末は、皆さんの学習のために**古河市教育委員会が貸し出している**ものです。  
ルールを守って、大切につかってください。また、ご家庭においてのみまもりなにが何より重要で  
す。お子様が安心・安全に使用できるよう目配り・お声がけのご協力をねがいいたします。

- (1) 学習用端末は、授業や家庭学習など、学習のために使用する。特に、こがし さくせい  
めールアドレス (●●●●●●@koga.ed.jp) をSNSやゲームのユーザー登録に使用しな  
い。
- (2) コメント投稿をする時は、投稿先をよく確かめるとともに、相手が傷つく表現や内容が含  
まれていないかをよく考える。
- (3) 使用する時は、部屋を明るくするとともに、画面から目を30cm以上離す。また、30分に1  
回は画面から目を離し、20秒以上遠くを見るなど、自分の目を大切にする。
- (4) 安定した机の上に置き、着座したうえで操作する。
- (5) 持ち歩く時は両手でしっかり持ち、落ち着いて行動する。端末の上に重い物を置かず、飲み  
物の物がこぼれないように注意する。
- (6) 画面をタップする時は、表面が傷つかないように優しくタップし、鉛筆などは使わず操作す  
る。
- (7) 学習用端末が傷んでしまう恐れのある場所（ストーブ付近、直射日光の当たる場所、湿気  
の多い場所、磁石の近く）を避けて使用する。
- (8) 充電ケーブルは、つまづかないように配慮し、幼児やペットが触れたり、かじったりしな  
いよう注意する。
- (9) 端末に貼ってある管理用のシールがはがれてしまった場合は、すぐに学校に連絡する。
- (10) 家庭において学習に使用できる端末がある場合は、学校から端末を持ち帰らなくてもよい。  
その場合、市の学習用端末は学校にある充電保管庫にしまう。

#### 【学習用端末の破損が故意または過失によるものと判断される例】

故意… 意図的にダメージを与えた場合（叩く、踏む、液体をかける など）

過失… 不注意により破損した場合

（足元・不安定なところ・液体の近く・幼児やペットの届くところに置くなど）

#### 【修理費用負担の目安について】（令和8年4月1日時点）

新学習用端末の導入に伴い、修理費用を策定しております。令和8年5月頃に古河市の  
ホームページにて公表する予定です。

じょうきいがい じょうきょう ほんだん べんさい うむ けつてい  
上記以外においても、状況を判断し、弁済の有無を決定します。